

京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金交付の申請に関する業務
受託候補者選定要項

令和8年3月25日

(目的)

第1条 この要項は、京都市（以下「本市」という。）が実施する京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金交付の申請に関する業務（以下「当該業務」という。）の委託に当たり、当該業務の品質を確保するとともに、事業の目的及び内容を効果的に実現するため、当該業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 受託候補者については、当該業務に対する提案内容を重視するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、京都市契約事務規則第28条第2項、京都市契約事務規則の施行に関する要綱第3条第2項及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（4）に基づき、プロポーザル方式によって選定する。

(選定委員会)

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、「京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金交付の申請に関する業務受託候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 3 委員会には、委員長を置き、委員長は環境政策局地球温暖化対策室エネルギー政策部長が務める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 委員会は、非公開とする。ただし、委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。なお、同数の場合は、委員長が定める。
- 6 委員会の庶務は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。
- 7 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

別表

委員会の委員

環境政策局地球温暖化対策室 エネルギー政策部長
環境政策局地球温暖化対策室 エネルギー政策企画課長
環境政策局環境企画部環境総務課 企画調整・人材育成・監察担当課長

(参加要件)

第4条 受託候補者の選定に応募する者（コンソーシアム協定の場合は、幹事企業又は代表者。以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

(応募書類)

第5条 本市は、応募者が第2項に規定する応募書類を作成するため必要な事項を記載した「募集要項」及び「仕様書」を定めるものとする。

- 2 応募者は、前項に規定する「募集要項」及び「仕様書」に基づき応募書類を作成し、別に定められた日までに提出しなければならない。
- 3 次の各号の一に該当すると認められた場合は、応募書類を無効とし、選定の対象外とする。
 - (1) 応募者が第4条に掲げる参加要件を満たさない場合
 - (2) 応募書類に虚偽の記載があると認められる場合
 - (3) 応募書類に記載された担当者等が、契約締結後に当該業務に従事できない場合。ただし、やむを得ない事情があるものとして認められた場合はこの限りではない。
 - (4) 応募書類に記載された見積金額が、予定価格を超えた場合

(受託候補者の選定方法)

第6条 委員会は、応募者を次の各号に掲げる事項及び別に定める「京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金交付の申請に関する業務受託候補者選定の評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、厳正かつ公平、公正に評価し、受託候補者1者及び次点者を選定する。

- (1) 不誠実な行為の有無
 - (2) 当該業務と同種又は類似の業務の契約実績
 - (3) その他、特に留意する必要があると認められること
- 2 応募者が1者の場合にあつても、前項の各号及び評価基準に基づき選定する。
- 3 委員会は、応募者に受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があつたと認められた場合は、前条第3項の規定を準用する。

(受託候補者の決定)

第7条 本市は、委員会の選定結果に基づき、受託候補者を決定する。

(選定結果の通知)

第8条 本市は、応募者に対して、選定結果を書面で通知する。

2 応募者は、通知内容に疑義がある場合は、選定結果の通知が届いてから土日、祝日を除く5日以内に書面により、説明を求めることができる。

3 本市は、前項に基づく書面を受領した日から土日、祝日を除く5日以内に、書面により回答する。

(補則)

第9条 その他、この要項の実施に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要項は決定の日から施行する。